

# 新生児聴覚検査費用を助成します

生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ 1,000 人に 1～2 人いると言われます。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのことばを習得することができ、コミュニケーションがスムーズにできるようになります。

飯塚市では、耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）にかかる費用を助成します。  
お子さんの健やかなことばの発達への第一歩。必ず検査を受けましょう。

## ◆対象となる方◆

次の①～③を満たす方

- ① 令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者
- ② 検査実施日に飯塚市に住民票がある新生児または新生児の保護者
- ③ 聴覚検査に関して、他市町村の助成を受けていない方

## ◆対象となる検査◆

自動 ABR 検査（自動聴性脳幹反応検査）

OAE 検査（耳音響放射検査）



## ◆助成内容◆

生後 28 日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する上記の聴覚検査を 1 回に限り、助成します。

|           |            |
|-----------|------------|
| 自動 ABR 検査 | 上限 5,000 円 |
| OAE 検査    | 上限 3,000 円 |

## ◆検査費用◆

上記検査について、契約している産婦人科等では 1 回 5000 円（または 3,000 円）を上限として市が負担します。

それを超えた部分には自己負担が発生しますので、ご注意ください。

## ◎契約していない産婦人科等で受診される場合

一旦全額を自己負担していただき、後日、申請により払い戻しができますので、新生児聴覚検査を受けた日から 4 か月以内に申請手続きをお願いします。

## ◆助成方法◆

### 1 飯塚市近隣の契約医療機関等（裏面）で検査を受ける場合

親子健康手帳交付時に新生児聴覚検査受検券（妊婦健診受診券の裏側に貼付しています）を交付しますので、医療機関等に受検券を提出してください。

※来院時、受検券がないと新生児聴覚検査を受診することができませんので、忘れずに持参してください。

### 2 契約医療機関等以外で検査を受ける場合（日本国内に限る）

一旦全額を自己負担していただき、後日、申請により払い戻しの手続きを行ってください。

◆注意事項（転出者の方）◆

新生児聴覚検査の受診時点で、住民票が飯塚市以外にある（転出した）場合は、助成を受けることができません。

転出先の市町村で新生児聴覚検査についてご確認をお願いします。

◆近隣の契約している産婦人科等◆

|   | 実施施設                | 住所                   | 電話番号                        |
|---|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 1 | 有松産科婦人科<br>ユースクリニック | 嘉麻市鴨生 824 番地         | 0948-42-1108                |
| 2 | 飯塚病院                | 飯塚市芳雄町 3-83          | 0948-22-3800（代表）<br>北 6 階病棟 |
| 3 | すどうクリニック            | 飯塚市菰田西 1 丁目 4 番 22 号 | 0948-22-2347                |
| 4 | 田中クリニック             | 飯塚市本町 17-12          | 0948-22-3280                |

※上記以外の産婦人科等で検査される場合は、新生児聴覚検査の費用負担について、飯塚市ホームページまたは、下記の担当課までご連絡ください。

◆問い合わせ先◆

飯塚市 こども家庭課 母子保健係  
〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号

TEL：0948-43-3305 FAX：0948-21-9508